

発 言 通 告 書

令和 8 年 6 月 24 日

松山市議会議員 大 塚 啓 史 殿

松山市議会議員 向 田 将 央

次のとおり通告します。

発言順位	7	受領日時	6 月 24 日 午前・ 午後	2 時 10 分	2 枚中 1 枚目
質問等の方式	一問一答方式		・ 一括方式	発言時間	約 40 分
答弁を求める者	・ 市長 ・教育長 ・農業委員会会長		・選挙管理委員会委員長 ・公平委員会委員長 ・監査委員 ・公営企業管理者		

No	件 名	発 言 の 要 旨
1	児童クラブの運営について	(1)利用者に相談なく一方的に4年生以上が利用できないことを伝えられた状況について、本市はどのように考えているのか。 また、これらを踏まえ、本市の児童クラブは今日までどのように運営されてきたのか。 (2)4年生以上の受入れができていない児童クラブは他にあるのか。 また、これは、児童クラブにおける地域間格差だと思うが、本市としてどのように考えているのか。 (3)本市は、運営委員会に対し、社会的身分によって差別をしてはならないとしておきながら、率先して利用者が居住している地域という社会的身分によって差別的取扱いをしていると思うが本市の見解を問う。 (4)受入れ児童数が増え、施設が手狭になることで今後の運営に支障が出かねない状況に対し、本市の考えを問う。 (5)児童クラブの設備及び運営の基準について、児童福祉法第34条の8の2には、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準と記されているが、「必要な水準」とはどのようなものか、本市の見解を問う。 (6)支援員が遅くまで残って事務処理をすることについて、本市の考えを問う。 (7)椿児童クラブのように独自に処遇改善に取り組むクラブがある中、今後どのように民間事業者への委託を進めていくつもりなのか。 また、民間事業者へ委託する場合、利用者や職員にとってどのような効果があるのか。 (8)面接を受けるよう案内するだけでなく、桐生市のように、働きたい人と児童クラブをつなぐため、もう少し踏み込んだ取組はできないか、本市の考えを問う。

